

会 議 録

会 議 名	第 11 回 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 西予市公民館 分館制度分科会	
日 時	令和 3 年 4 月 20 日(火) 9 : 30～12 : 18	
場 所	三瓶文化会館 2階 研修室	
出席者	会 員	1 4 名 / 1 6 名
	事務局	1 4 名
傍聴	5 名	
議 事 内 容 (要 旨)		
分科会長	<p>9 : 30 開会</p> <p>開会あいさつ</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <p>(1) 報告事項</p>	
事務局	<p>三瓶東公民館の住所変更については、平成 23 年 4 月に条例改正・施行され、この改正によって、三瓶町では地区公民館の機能を有し、4 つの分館を所管する三瓶中央公民館と 6 つの分館を所管する三瓶東公民館を統合して、新たに 10 の分館を所管する三瓶東公民館として位置付け、場所をこの文化会館に変更した。</p> <p>三瓶東公民館の建設に多額の寄付をいただいていた 1 区区民の皆様に対して、事前に十分な説明を行ったという経緯は確認できなかった。このことについては、行政として配慮の至らぬ点であり、瑕疵があったというご指摘についてもそのとおりであったと言わざるを得ない。</p> <p>併せて、平成 16 年の合併時から平成 23 年 4 月の条例の一部改正までの間、三瓶東公民館における執務実態が無いにもかかわらず、条例には地区公民館として位置付けていたことに乖離があったことについても事実であり、お詫び申し上げます。</p> <p>また、この条例改正に伴う、市の財産規則第 17 条に規定された「用途の変更又は廃止」の際における行政内部の事務処理については、当時の記録を見る限り、そのような処理は行っていない。</p> <p>この「用途の変更」については、委員と行政との間に捉え方の違いはあるものの、当時、「用途の変更」に当たるか否か、決裁手続きが必要かどうかについて総務当局と協議をした記録もないため、そのことについては事務処理の至らなかった点であると反省している。</p>	

<p>事務局</p>	<p>今後、地域づくり活動センター（以下、活動センター）化に向かう上で、議会の議決をはじめ、多くの法的な事務が発生することは間違いない。お二人の委員からいただいたご指摘を肝に銘じ、適切に事務執行するとともに、19 という数の分館に関する、さらに長期間にわたる取り決めや約束ごとを、間違いのないよう正確に引継いでいく。今後もご理解とご指導をいただきたい。</p> <p>建設時の地元負担による寄付について、地域の熱い思いがこもった多額の寄付をいただき、分館が建ち、そのおかげで地域の社会教育の進展が図られた、その事実があることは大いに尊重すべきことであると認識しており、改めて感謝申し上げます。</p> <p>分館建設時の各区、住民からいただいた寄付については、寄付に際して何かしらの条件があったかは不明だが、議決を得られていないことから、法的な意味合いでは、利用目的を指定し、施設がその目的外となる場合の条件、解除、返金等が定められる「負担付寄付」の扱いを受ける位置付けとはなっていない。</p> <p>したがって、寄付に関して、債権債務のような金銭給付の関係はないものと認識している。</p> <p>また、地方財政法で禁止する割当的寄付に該当するのではないかとの指摘だが、主として一定の地域住民の利用を目的とした施設建設にあつては、慣例的に自治会を通して、地区住民から寄付をいただいているケースがあることは事実である。</p> <p>分館建設時の寄付については、強制的なものであれば、法に抵触する恐れがあるが、当時の町と地域住民・自治会との合意の中で、自主的に寄付いただいたものと理解しており、法に抵触するとまでは言えないと判断している。</p> <p>ただし、疑わしい点があることに違いはないため、現在は、同じような施設建設における負担の在り方については、補助制度に切り替えるなど、見直しを行っている。</p> <p>次に、分館の維持管理費、修繕費等に対する地元負担については、慣例により地元にご負担を頂いているが、これは建設当時の旧三瓶町や現在の西予市と地元区との負担割合等に関する協議により理解をいただき、合意により、ご負担していただいていると認識している。公共施設の使用料については、条例で定める必要があるが、分館については施設の性質上(主として特定の地域住民の利用が中心)、使用料の定めはない。</p> <p>しかしながら、維持管理及び運営に係る経費は要するため、利用される方にも一定のご負担はいただく必要がある。そうした観点からも、先ほど申し上げた地元区との合意により、維持管理経費に係る光熱水費等の一部をそれぞれの実情に応じて、実費負担いただいているものである。</p>
------------	---

<p>会員（三瓶）</p>	<p>こうした実費負担に関する取扱いは、同種施設においては統一的な基準を定めるべきかと思うが、分館それぞれに建築の経緯や負担の考え方に差があり、それらを踏まえた地元負担となっているようなので、その点についてはそれぞれの区との協議により、覚書等により取り決める必要がある。</p> <p>寄付の問題だが、本来寄付は建築前に地域の意思があるとしたら、あるいは行政と相談のうえ合意を得たら、事前に支払うもの。建った後に、5～10年かけて求められた金額を支払うのは、割当強制寄付だと私は言っている。覚書もないし、各区長を集めて、財政的に厳しいからどこの地区も平等に、何年度を境にして半額出してくれとか、そういうものではないのか。区も三瓶教育委員会も区長に雑入を出してくれとは言っていない。</p> <p>補助対象財産が三瓶には十数館ある。当然、分館を集会所に変える、あるいは地域に建てた分館を10地区の東公民館に変える時は、明浜を含めきちんと手順を踏むべき。西予市独自の解釈はしないように。</p>
<p>事務局</p>	<p>建設当時、協議の中で、地域と行政との間で話があったのではないかとと思うが、根拠となるものがないため十分な説明ができなかった。疑わしい点については間違いがないので、何かしら根拠的なものを定める体制で見直しをしたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>債権の問題。債権ではないという答弁だと思ったが、市の公共物はすべてが平等で、市が構えるべき。集会所とは全く違う。特に1区は10年間かけて徴収された東公民館である。東公民館は分館ではないのだから1円も出させるなどと言う元議員もいた。発注者が町で、落成式を各地域がしている、それが三瓶の現状。こんな公共物が世の中にあるか。そうさせられたのだから。私は、これは半強制的割当寄付と思っている。</p> <p>お金を公共物に出して、管理を地元がしている。その代わりに管理委託料を取っているのだろう。公共物にお金を出したら債権だと思うが、もう一度、一般寄付、指定寄付以外の寄付をどうとらえているか尋ねる。</p>
<p>事務局</p>	<p>法令、条例上の位置付けとしては、一般的に、分館など専ら住民が使われる施設建設については、住民からの寄付を受けられる場合がこれまであったことは承知している。住民利用に特化した事業であるので、受益者負担という意味合いで慣例的に寄付が行われていたものと思う。事業実施の</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>前提として、自治体と地元との間に事業費の負担に関する合意があつて実施されたのが前段にあると思う。債権の捉え方としては、何らかの条件が付されているものについては債権債務だと考えている。</p> <p>なぜ一般寄付、指定寄付、負担寄付と説明したかという、負担寄付を1区区民から取り上げたとしたら返さなければいけない。後から徴収するのは半強制的割当負担。覚書等を書いていなくても、それは債権に当たると思う。個人的でいいから半強制的負担徴収をどう考えているか、回答願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>建設当時の経緯も聞いたので、個別に回答する。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>現在でも1区分館のある場所が三瓶東公民館であると、ほとんどの人が思っている。現在の文化会館の事務局が東公民館になったと説明もされていないし、理解もされていない。</p> <p>令和元年にまちづくり推進課、教育部局が地域に説明に来られたが、その時の説明と今日の説明とが全く違う。なぜ初めから十分な知識をもって謙虚な姿勢で説明されなかったのか。</p> <p>条例を議会で議決してもらうためには、手続きがいる。自治法に基づく西予市財産規則があるが、この知識がなかったために明浜は事務処理ができていない。今度は同じ繰り返しをしないように、行政事務をきちんと処理して、センター化に気持ちよく進めるようにしてほしい。住民が何を言いたいかわかりやすいように応えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後のセンター化に向けての事務をしっかりとするように言っていた。ご指摘や、この分科会での様々なやりとりを肝に銘じ、過去を教訓として、間違いのないように進めて行くべきだと思う。浅い知識、理解で来たことも反省している。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>瑕疵議案を認めていただいたこと、ありがたい。瑕疵議案であったと、私の質問に認めていただいた。瑕疵議案であれば、議会をだまして提案したことを、今後どう処理処置するか。もう一度仕切り直すべき案だと認識している。市は今後議会に対して、どう取り組まれるのか。</p>

事務局	<p>議会对応に関しては総務、議会事務局と協議し検討する。</p> <p><b>【暫時休憩】</b></p>
事務局	<p>住民への説明がなく、至らなかった部分があった点については瑕疵があったと言った。これが瑕疵議案につながるかは、また検討する。</p>
会員（三瓶）	<p>ごまかすような答弁であれば再度質問する。一番大事なのは補助対象財産、国・県からいただいた補助金をさしている。その建物については法律で決められている。これらの手続きを取ってないのが瑕疵。やっていないことが瑕疵。やっていないことを教育委員会に了承を求め、議会に諮った。地域住民は行政との問題、債権の問題、寄付の徴収の方法。瑕疵は国と行政の問題。手続きを取らないことが不思議。早く手続きを取りなさい。</p>
事務局	<p>重要な案件なので私からの即答は避ける。</p>
会員（三瓶）	<p>決裁文書が見当たらなかったと発言をされた。決裁を取ってなかったということか、取ったけど見つからないということか。</p>
事務局	<p>教育分野については、決裁を取っていたら残っているはずなので、実務をしてなかったと解釈している。</p>
事務局	<p>建設寄付、維持管理については、そういう取り決めがされていたかどうか、明文化されたものは確認できなかった。何らかの取り決めはあったと解釈している。</p>
会員（三瓶）	<p>役所は文書主義で動いている。やっていたら決裁簿にも残る。それすらないというのは仕事をしていないということ。今後大丈夫かと皆疑問に思う。</p>
会員（三瓶）	<p>お願いをする。三瓶の分館は今後、用途廃止され、行政区の財産として使うことになる。財産規則の第2条に、「部等の長」の用語の意義に支所長が含まれている。三瓶の行政区の代表は、なかなか本庁まで相談に行けない。これらの件については、三瓶支所長が行政区の代表に丁寧な説明がで</p>

事務局	<p>きるようお願いする。</p> <p>当然、支所長が管理する財産については説明する。</p> <p>(2) 分館の移行方針について</p>
事務局	<p>資料 10-1 について、前回の会議後、三瓶案を追記・修正した部分について説明する。</p>
会員（三瓶）	<p>4月16日締め切りで、新分館長宛に三瓶の移行パターンについて意見を出していただいたが、コロナで総会等開催できなかったため、各区の区長の個人的な意見の範囲内であることについてご了承いただきたい。</p> <p>結果として、16の分館に意見を提出いただいた。不明な区を合わせて17の分館。その内、三瓶委員に賛成が13の分館であった。</p> <p><b>【1区】</b> 分館の集会所への移行は、致し方ない。三瓶委員の移行案に賛成する。1区としては、パターン①、または②を選択か。建て替え後の維持管理経費の負担額がどれほどになるのか懸念している。建て替える場合は、老朽化している消防団詰所も建て替えし、集会所と併設するという意見もあった。(防災機能集約)</p> <p><b>【2区】</b> 2区からは委員が2名出ておられ、日頃から意見を言っていたので特にない。</p> <p><b>【3区】</b> 三瓶委員の移行案に賛成。3区としてはパターン②を選択。令和15年度からは分館を解体し、必要時には有料で他施設を借りるなどする。少子高齢化のため、施設の維持管理ができない。</p> <p><b>【4区】</b> (区長個人の意見として) パターン①について、総会で100人程集まるがこの人数を収容する建物の建設費がいくらかかるのか。また15%の地元負担金を区民にお願いすることはできない。パターン②について、建物が存続する間は、現行どおりでお願いしたい。パターン③について、活動拠点(活動センター)が不明。代替施設がない。パターン④について、考えられない。パターン⑤について、区の活動、事業等がなくなるのであれば</p>

それでもよい。

【5区】(区長個人の意見として) 三瓶委員の移行案に賛成。5区はパターン①を選択。建て替え後、3年間をかけて段階的に負担を増やす。最終的には臨時総会を開き、区民総意で決めるべき問題である。公共用建物について、区民に負担させている理由を知りたい。

【6区】 答申後、決定事項等に対し区民と協議し、協力する。

【7区】(区長個人の意見として) パターン③を希望。新設が望ましいが、10年先に人口が減少し、負担額が増加することを考えると、必要性を感じない。

【8区】(区長個人の意見として) 三瓶委員案に賛成。8区には財産がないため、特別な配慮をしていただきたい。

【和泉】 三瓶委員案に賛成。パターン②を希望。区民の負担が大きいため、特例を設けてほしい。

【垣生】 三瓶委員案パターン①を希望するが、維持管理経費の負担割合は現状のまま続くのか。固定資産税はどうなるのか。

【二及】 三瓶委員案に賛成。パターン③を希望。北公民館と分館が併設されている。(区の行事は使用届を提出し、使用料免除扱い)

【長早】 維持管理経費の負担割合は、現状維持を希望。分館移行について説明をしてほしい。

【周木】 三瓶委員案に賛成。パターン③を希望。旧周木小学校に分館施設内容(集会場、講座室、和室、調理室、倉庫)の移行を望む。老人憩いの家も老朽化しており、旧小学校に移行したい。

【蔵貫浦】(区長個人の意見として) 三瓶委員案に賛成。耐用年数到来までは現状維持し、その後、段階的に負担割合を増やすことには理解できるが、

人口減少の中、負担金の増額は理不尽である。

【皆江】耐用年数が 24 年残っており、区民が希望する期間、現状維持以外に選択肢はない。

【有太刀】暫定的に移行パターン 2 を予定している。

以上、その中に分館の移行には大反対という地区名なしの意見書もあった。それと併せて、2月 25 日に開催した臨時分館長会でも、その時の各分館長の意見は、三瓶委員案に賛成というものだった。したがって、総合的に三瓶委員案に賛成ということになる。

前回の分科会で、他町委員から 3 年間で段階的に負担を上げるということに関して否定的な意見が出た。しかし、私たち三瓶の委員としては、

①新設をした場合、建設時にかかる地元負担金が、特別措置はあっても相当額発生する。仮に、建て替え後同時に維持管理費まで全額負担となると、ますます厳しい状況になる。

②現在の分館を施設改修、備品購入等により継続利用するにしても、もともとの施設規模が大きく、また、今後人口減少等により各世帯の維持管理費が増大することが見込まれる。

③三瓶町民にとって、今回の分館から集会所への移行は、デメリットこそあれ、メリットが全くない改正であるが、それを理解していただくには十分なる移行期間と段階的な負担増が必要である。

このような点から、段階的な負担増という点について、皆さんにご理解いただきたい。

それとは別の視点で、当初、分館から集会所に移行する市の理由は、

①市の財政悪化を機運とする財政健全化のための経費削減の一つとして分館維持管理費全額負担への移行をお願いする。

②現在の分館の使用状況が集会所とほぼ同じ内容であれば、市民負担を等しくすることも含んで施設の経費負担を集会所と同じにしたい。

この 2 点が主だった。これに対して、西予市 5 町の中で、三瓶町分館管理維持経費が最も少なく、公民館・集会所形式よりも合理的に運営されてきたと思われる。本来、三瓶町の分館経費負担増額の方針を協議するのであれば、同時に東宇和の公民館、集会所経費についても検討されるべきではないかと思う。また、分館は社会教育法に則り設立された歴史的な経緯が



	<p>あり、社会教育、文化、社会福祉の増進等多岐にわたり貢献してきた。三瓶町民の感情としては分館と集会所を同一に考えることには違和感を覚える。しかし、西予市は一つという観点から、今まで分館問題について協議検討を重ねてきた。その中で主張すべきは主張し、譲るべきところは譲った。ご理解いただきたい。</p>
分科会長	<p>旧東宇和の委員の意見はどうか。</p>
会員（城川）	<p>今の説明を受け、期間については時間をかけないと、なかなか難しい問題だと考えている。</p>
会員（野村）	<p>今の説明を受け、住民の意向を確かめる一つの手段、機会であったと思う。市民感情を十分に踏まえながら一つの考え方を整理していく。住民の納得、信条に沿った考え方をしたいし、ひとつのまとめとして報告ができればありがたい。期間は、三瓶の案に沿った形でまとめてもいいのではないかと思う。</p> <p>世帯数が少なく1世帯の負担が突出する地区は、制度的な根拠に基づいた支援を考えていただきたい。立派な設備であることによって経費が高くなる場合は、5町を見て、突出して困っている集会所・分館は、何らかの検討をすることによって、維持管理費が軽減できるのではないかと考える。経費軽減の研究をしてほしい。</p>
会員（野村）	<p>野村自治振、商工会等で説明をし、皆さんの意見を聴いた。先ほど町民感情というワードが出たが、野村にも町民感情がある。集会所は自分たちでみているという思いが強いのか、私の説明が悪かったのか、10年プラス3年については、ご理解いただけなかった。10年についてもなかなか理解していただかなかったが、3年に関しては全く賛同してもらわなかった。野村町民に理解してもらうのは難しい。</p>
会員（宇和）	<p>前回、段階的移行期間である3年について発言したのは、明浜地区への配慮もある。維持管理費の割合を建築後3年かけてというかたちだが、例えば1年2年目に建ったところも、この10年間については、維持管理費は現状維持という方法もあるのかな、ということもあり、そういう意見を述べた。</p>

<p>会員（明浜）</p>	<p>前回 10 年にしたらどうかと述べた。維持管理費の現状維持は当然必要だと思ふ。ただ、耐用年数もあるので長引くのはよくないと思ひ 10 年と述べた。三瓶の意見を聴き、分館制度への思ひは非常に強いと感じている。三瓶案を尊重したい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>個人的に、今でも集会所の成り立ちや、分館がどういった経緯で建ったのか、このあたりが一番心配。野村地区の方々には、やはり理解していただけでない。分館の数の問題が一番大きい。それぞれの地区に集会所ができ、三瓶には分館ができたという経緯がある。最終的には私たち三瓶の委員でも 100%正解という案にまでいっていない。できれば、建物があるまでは現状維持で通したかったが、市から移行パターンが出され、それなりに、それに対する三瓶案を出さなければいけないということで案を出した。私たちが譲るべきところは譲って最終的にこの案を出しているということ、皆さんにご理解いただきたい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>三瓶案をベースに考えるということによろしいか。  （全員挙手で全会一致）  この案を分科会の案として、答申に盛り込むこととする。</p> <p><b>【暫時休憩】</b></p>
<p>分科会長</p>	<p>3年間の段階的期間の中で、どういう負担割合にするかということが出てないという意見があった。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>割合的なところは、もう少し三瓶の委員で詰めたい。次回提出したい。</p> <p>(3) センターの配置について</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>前回、三瓶東地区の拠点を示して欲しいと質問したら、地域の皆さんに決めてもらいたいと回答をいただいた。これらは分館を進めるうえでも必要。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまで市民検討委員会では、検討事項6で、地域づくり活動センター</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>の設置箇所について議論いただいた。その中で基本的な考え方をベースにして、各地域のセンターの設置箇所については、地域住民と行政とで協議したうえで決定することが望ましいという検討状況であることは、皆さんご承知のとおりである。基本的な考え方が3つあるが、その中で、地域づくり活動センターの拠点は、公民館等既存の公共施設を活用するものとする。ただし、施設の老朽化等により移転、新設、有休施設の活用が必要なもの（土居公民館、三瓶北公民館、及び地区公民館としての施設がない地域）については、別途協議が必要と検討していただいている。その考えに基づき、既存の公共施設を活用するという点で考えると、三瓶東公民館エリアにおいて想定される施設は、三瓶文化会館、朝立会館、各公民館分館などが候補地に挙げられる。センターの設置場所としては、人口の多い三瓶東公民館エリアの中心的な場所であり、ある程度の駐車台数が確保できる三瓶支所周辺が立地としては適していると考えられる。近隣には三瓶保育園や、三瓶小学校がある。子育て支援や、学校との連携といった活動センターの活動を行うことも考えられる。中でも三瓶文化会館は、館内に大ホール、プラネタリウム、図書交流館分館などの複合的な機能を有しており、市民活動の拠点として、これまでの様々な活動が展開されてきた。センターとしての機能が、この三瓶文化会館内に設置された場合、多くの人の交流によって、これまでの活動がより充実、発展していく可能性が考えられる。このようなことから、現時点では、三瓶東公民館エリアにおけるセンターの場所については、まだ決定しているわけではないが、市としては三瓶文化会館が適地と判断している。</p> <p>いずれにしても、市民検討委員会からの答申をいただいた後、地域の中で協議を深め、令和3年度末までには活動センターの位置を決定する予定としている。</p> <p>まず大反対。この問題で各地区をまわられた時から、新たな活動センターは旧支所跡地と提案している。現在、無償駐車場の状態であるが、あそこが本当の中心部。それがダメなら、3,400人規模の人口を、川を挟んで4・5・6・7区と、1・2・3・8・9・10区の半分に分けると、大体調和のとれた人口割。これを考えるべき。文化会館を利用すべきではない。三瓶町全体の文化会館。三瓶町が既存で建てている建屋の中で、公共物で唯一残っているのが三瓶文化会館。福祉会館は合併後、三瓶支所になった。保育園も時代の流れで民営化。文化会館をセンターに使用したら、何が町</p>
---------------	---

<p>会員（三瓶）</p>	<p>民の殿堂か。我々三瓶町民、当時 12,000 人の願いを込めたこの文化会館で、伝統芸能をはじめ、いろいろな学習の場をそれぞれの部屋に当て、建てたものである。私は議長の人に祝辞を言った一員。思い入れは人一倍。簡単に考えるな。分館をなくすることがどれほど三瓶の 120 年の歴史伝統、長年培ってきた行政区の犠牲を払うか。ジオパークの 7 億や選果場ジュース工場に 7 億を投資するなら、これから進むべき西予、三瓶の道に 2 億 3 億かけることがなぜできないか。その理由を聞きたい。軽々しく三瓶町民を逆なでするような、三瓶町をつぶすような話や発想はやめてほしい。</p> <p>考えるべきは集会所の活動、300 か所になろうかとする数を軽減すること。私はじつと堪えて分館のことだけしか言ってない。分館方式の方が安いのは明らか。逆の考えも行政人なら発想すべき。その中で市長が望んでいる地域力の向上、過疎の町で地域の知恵によって互いに助け合い、一部には雇用の場の確保、そういう強靱な地域づくりをしようということなら、皆が犠牲を払ってもらわなければいけない。三瓶町民だけがなぜ犠牲を払わなければいけないのか。</p> <p>明浜町の分館も同じ社会教育施設ではあったが、建てた時から修繕費、維持管理費を明浜は 1 円も出していない。もとの違う話。行政区民に与えた影響、負担は雲泥の差がある。その考え方はもう十分理解してもらっていると期待していた。長野課長、担当課長ならもう少し考えていただきたい。そうでないなら、三瓶は地域づくりがたった 5 つしかないのだから、もう一つ増やしてほしい。</p> <p>三瓶文化会館は平成 2 年に完成し、県から 4000 万円の補助もらっている。県文化振興課の担当者に聞いたが、文化会館は社会教育法のその他の施設。センターは自治法に基づくもの。社会教育法の縛りをなくすために自治法を基にする。一方、三瓶文化会館の目的は、総合文化、伝統芸能ということ。宇和の文化会館は芸術、福祉の増進。センターにピッタリ。宇和の公民館もコンクリートの中で、49 の行政区で 8,000 人位おられる。宇和文化会館をセンターにしてあげてほしい。三瓶は新しく建てる。野村公民館も古いので、センターを乙亥会館にしてあげてほしい。それが公平。下澤部長も議会で複合施設を目指すと答弁した。5 町を公平公正に扱ってほしい。</p> <p>会員（三瓶）</p> <p>ごく最近までセンターを文化会館にということもありかなと思ってい</p>
---------------	---

<p>会員（三瓶）</p>	<p>た。今、長野課長の説明を聞いて一変した。文化会館を拠点にした場合、より良くなるという言葉にひっかかる。これまで三瓶文化会館を誇りに思っていた。合併前はいろいろな町村の友達からも良いと言われていた。合併後は、催物について宇和が中心で、三瓶はランクが落ちるような催物が多かったのかなという思いが正直ある。そういう点を加味しても、文化会館で致し方ないかなと思っていたが、今の答弁を受けて一瞬に変わった。やはりこの文化会館は、三瓶の文化の伝統でもあるので、西予市がもっとこの文化会館の使用方法を考えていただきたい。拠点にしなくても、本来は文化会館がなぜあるのか、なぜ建ったのかというところの原点をもう一度考え直していただきたいと思ったので、私も強く反対する。</p> <p>市民検討委員会の答申案の中に4つの場があり、その中に防災の拠点がある。防災の拠点がどうあるべきか、津波に襲われた時どうするか、熱心に討議した。私が言いたいのは現実的な話を考えて、旧役場跡地に防災タワーを建てて、その下に公民館を建ててほしい。もっと急いで建てないといけないと思う。三瓶の津波対策はどうするのか。本当に津波対策はされているのか。防災訓練はしているが、逃げるのは地域の人たちだけ。ジオパークなどで観光客も呼び込もうとしているのだから、観光客の命も守らなければいけない。津波タワーを支所跡地に建てたら目立ち、あそこに逃げようということになる。そこにセンターができると、食糧備蓄もあり、安心して逃げられる場所になる。また、そこを代替施設として使うので集会所は必要ないという地区が出て来る。そうすると集会所を建てる経費も1億くらい浮くのではないか。それでタワーを建てる。</p> <p>現実問題として、今すぐ建ててくださいということにはならないと思うが、建てるから、建てるまでは文化会館をひとまず活動センターとさせてくださいと、そういうアイデアがなぜ浮かばないのか。危機管理課、観光なども巻き込んでもう一度考えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの説明に補足する。センターにすることで文化会館の機能をなくすということではなく、文化会館の一部をセンターとして使用することはどうだろうかと考えている。仮に文化会館をセンターとして活用する場合は、三瓶文化会館、図書交流館分館、センターの3つの機能を有することになる。三瓶文化会館の中では文化会館の機能を維持しつつ、地域づくり活動センターの条例を制定して、センター機能を併せて有することとして、</p>

	<p>その機能は他の地区が有する公民館の機能と同様とするように考えている。文化会館の3つの機能は独立した業務内容となるので、運営を行う上では、それぞれの条例で施設や使用料等を規定して、図書交流館分館以外の施設は、文化会館とセンターが併用する施設として管理運営してはどうかと今の段階で考えている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>今の回答だと、ここに活動センターを決定してそのまま運営するということか。それだったら全く話にならない。職員の気持ちを疑う。</p>
<p>事務局</p>	<p>教育部なので、この場所をセンターにという件の言及は控えるが、市民検討委員会で基本的な考え方が出ている。それは皆さんが協議をされた結果であり、あの段階での決定事項。その中で、既存の施設を活用するということがある。検討委員会の中では具体的な意見はなかったと感じている。もし意見があれば、この地域は〇〇だというような具体的な意見があればいいと思う。分館を決める時にはセンターの位置が決まらなければいけないという意見が非常に多かった点も理解しているし、実際そうである。先に基本的な考え方が出されている中で、この分科会の中で、あれはそう決まっているが、さらにそういう考えもあるということも挙げていただいて、他の委員にも理解していただかないと説明がつかない。文化会館ではダメだ、難しい、ではなく、あの時にはこういう意見でまとめたけれども、分科会としてはこうなんですという整理をしていただきたい。私は報告の段階で挙げていただくのは有りだと考えているので、その意見を止めるとかいう考えは全くない。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>私たちはずっと、東公民館は拠点としてはないと言っていた。仮に東公民館があるのなら、そういう質問は出なかった。文化会館の中に東公民館と言う位置付けがあったから、それはどうするのかと、当初からずっと質問していた。その答えを出してくださいと言いながら、最終的に今日までこういう話に至らなかった。それを部長に理解していただきたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>既存の施設ということで東公民館があると言われたが、1室だけ。当然無理な話。センターの位置を何度も質問したら、ようやくここをセンターにすると。なぜ今まで言わなかったのか。</p>

事務局	<p>センターの場所については市民検討委員会でも説明したし、委員の皆さんにも理解いただいていると思う。地域の方々と一緒に協議して、場所を決めていくというものであって、今私の方で文化会館をセンターとして活用したいと、市は今現在考えていると説明した。これまで井上さんから、市はどう考えているのか、という意見があったので、説明した。決して決定事項ではない。</p>
会員（三瓶）	<p>各地域で説明した時には、市民検討委員会につながると説明されて、ここでは地域の皆さんと相談してと説明される。おかしいじゃないか。おかしいと他の地域の皆さんも思わないか。各地域では、明浜の方でも何億もかけて施設ができる、市役所の横でも何億もかけて施設ができる、三瓶は津波の防災タワーを兼ねて、命を守るためにそこにしてはどうかと提案しているのに、真っ向から既存の施設を利用すると、それが答えか。おかしいと思わない方がおかしいと思う。</p>
会員（宇和）	<p>宇和公民館も三瓶と同じ様に、教育保健センターの中にある。今まで検討委員会の中で発言しなかったが、これは住民サイドで考えていくことと言われたので、答申が出た後に、地域でここでは不都合だという意見が多ければ別の所に新しく建てていただけるという解釈で、あえて質問をしなかったのだが、それでよろしいか。</p> <p>ただ三瓶については、この問題が解決しないと前に向いて進まないということを再々言われていたので、あえてこの会議にも挙がっているのかなという解釈をしているところだ。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、自分たちの拠点はどうあるべきか、地域の方々が考え、意見をいただき、行政と協議を進めてセンターの位置について決定していただければと考えている。</p>
会員（三瓶）	<p>ということは、三瓶の意見を聴くということか。</p>
事務局	<p>先ほど部長が申し上げたとおり、この分科会で意見があったことは承る。</p>
会員（三瓶）	<p>もし文化会館をセンターにということであるなら、宇和の文化会館、野村の乙亥会館を同時にセンターにすべき。三瓶町が一番犠牲者である。一</p>

<p>分科会長</p> <p>事務局</p> <p>分科会長</p> <p>会員（三瓶）</p> <p>分科会長</p>	<p>番安上がりな社会教育施設のたった 19 分館。集会所はいくつあるのか。社会教育施設をとっていた明浜は少ないが、宇和、野村、城川は 270 か所もある。三瓶も入れたら 300 か所になる。教育委員会の職員も、三瓶より人口半分の所が三瓶町より職員の数が 2 人 3 人多くて、お金に至ってはどれほど使っているのか。三瓶町はたった 19 分館で 1000 万円。よくよく考えて物事は返事してくれ。私が言ったことが市長に通じないなら、直接談判に行く。こんなバカな政策はどこにあるか。ちょっと言葉も過ぎたが、本当の意味でどうあることか地域づくりになるのか、真剣に考えて欲しい。</p> <p>センターの場所については重要な問題なので、市民検討委員会の中でも検討しなければいけない。</p> <p>(4) その他</p> <p>次回の日程については、移行パターンについて本日の分科会での協議結果を基に理事者と協議をし、市の判断を出した後になるが、分科会長、副会長と協議をさせていただいて、次回の開催方法や開催時期など、会長、副会長に一任させていただくという方法は取れないか考えている。</p> <p>現在、コロナの関係もあり一任させてもらってよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>市民検討委員会の中で検討されていないことを思い出した。図書交流分館がある。図書館はどうするか、次の機会かいつでもいいので回答いただきたい。</p> <p>閉会あいさつ 12 : 18 閉会</p>